冷蔵倉庫に関する　Q&A

Q 「冷蔵倉庫」とはどのようなものですか？

A 「冷蔵倉庫」とは非木造（鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造など）の「保管温度が摂氏 10 度以下に保たれる倉庫」です。

なお、非木造の倉庫内にプレハブ方式冷蔵庫や業務用冷蔵庫などを設置している場合につきましては、このたびの改正による変更はございませんのでご連絡は不要です。

Q 所有している倉庫は「冷蔵倉庫」ではないですが

A 今回の改正は非木造の「冷蔵倉庫」についてのみですので、ご連絡は不要です。

Q 何を調査するのですか？

A 所有されている非木造の倉庫が「保管温度が摂氏 10 度以下に保たれる倉庫」であるかを確認します。

該当する倉庫が複数の用途に使用されている場合には「冷蔵倉庫」部分が主たる用途であるかどうか、床面積の確認などを行います。

Q 調査当日に用意しておく書類はありますか？

A 床面積の確認を行いますので、寸法の分かる平面図をご用意ください。また、保管温度を確認するため、冷蔵能力の分かる書類（冷蔵施設明細書や冷蔵装置の取扱説明書など）のご用意をお願いします。

もし、お持ちでない場合は、資産税課へお電話をいただく際にお知らせください。

Q いつから変更されるのですか？

A 次回の評価額の見直しの年である平成 24 年度課税分から変更になります。

所有されている倉庫について、資産税課へご連絡いただく
必要があるかどうか、確認してみましょう。

非木造（鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・軽量鉄骨造など）の倉庫を有している

はい

いいえ

倉庫内は摂氏10度以下に保つことができる

はい

いいえ

倉庫そのものに冷蔵機能を備えている
（倉庫内に単に冷蔵庫を設置しているものではない）

はい

いいえ

このたびの改正による変更はございませんので、ご連絡は不要です。

現況調査をさせていただく必要がある可能性があります。
一度、資産税課までご連絡ください。

お問い合わせ先

［部課名］財政部　資産税課　家屋係

［連絡先］電話　0263－34－3000（代）（内線）　1364　～　1366